

「約款・規程集」の新旧対照表

1. 「保護預り約款」、「株式等振替決済口座管理約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「外国証券取引口座約款」の一部を改正いたします。

2. 本改正については2024年1月1日より適用いたします。 下線部分変更

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <b>保護預り約款</b>  | <b>保護預り約款</b>   |
| <p>(当社への届出事項)</p> <p><b>第6条の2</b> 「保護預り口座設定申込書」に記載された氏名又は名称、<u>住所</u>、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名及び押なつされた印影、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、<u>住所</u>、生年月日、<u>印鑑</u>、共通番号等とします。</p> <p>2 (現行どおり)</p>   | <p>(当社への届出事項)</p> <p><b>第6条の2</b> 「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の<u>印鑑</u>、<u>住所</u>、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>2 (省 略)</p>   |
| <p>(免責事項)</p> <p><b>第18条</b> 当社は、次にあげる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、<u>或いは、当社の定めるところにより本人確認を行い、本人と相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合</u></p> <p>2 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、<u>或いは、当社の定めるところにより本人確認を行い、本人と相違が認められるため、保護預り証券をご返還しなかった場合</u></p> <p>3~5 (現行どおり)</p> | <p>(免責事項)</p> <p><b>第18条</b> 当社は、次にあげる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合</p> <p>2 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合</p> <p>3~5 (省 略)</p>                                     |
| <b>株式等振替決済口座管理約款</b>   | <b>株式等振替決済口座管理約款</b>  |
| <p>(当社への届出事項)</p> <p><b>第5条</b> 「振替決済口座設定申込書」に記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>及び押なつされた印影</u>、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、<u>印鑑</u>、共通番号等とします。</p> <p>2 (現行どおり)</p>   | <p>(当社への届出事項)</p> <p><b>第5条</b> 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた<u>印影及び記載された氏名又は名称、住所</u>、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、<u>印鑑</u>、共通番号等とします。</p> <p>2 (省 略)</p>   |
| <p>(免責事項)</p> <p><b>第40条</b> 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、<u>或いは、当社の定めるところにより本人確認を行い、本人と相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u></p> <p>3 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の</p>                    | <p>(免責事項)</p> <p><b>第40条</b> 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>3 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>印鑑（又は署名鑑）と相違するため、<u>或いは、当社の定めるところにより本人確認を行い、本人と相違が認められるため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p> <p>4～6（現行どおり）</p>  | <p>印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>4～6（省略）</p>  |
| <b>投資信託受益権振替決済口座管理約款</b>   | <b>投資信託受益権振替決済口座管理約款</b>   |
| <p><b>（当社への届出事項）</b><br/> <b>第5条</b> 「振替決済口座設定申込書」に記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>及び押なつされた印影、</u>共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p>  | <p><b>（当社への届出事項）</b><br/> <b>第5条</b> 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p>  |
| <p><b>（免責事項）</b><br/> <b>第18条</b> 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。<br/> 1（現行どおり）<br/> 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、<u>或いは、当社の定めるところにより本人確認を行い、本人と相違ないものと認め、投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u><br/> 3 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、<u>或いは、当社の定めるところにより本人確認を行い、本人と相違が認められるため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p> <p>4～6（現行どおり）</p> | <p><b>（免責事項）</b><br/> <b>第18条</b> 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。<br/> 1（省略）<br/> 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害<br/> 3 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>4～6（省略）</p> |
| <b>外国証券取引口座約款</b>  | <b>外国証券取引口座約款</b>  |
| <p><b>（届出事項の変更届出）</b><br/> <b>第25条</b> 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更があったとき、又は法人の場合において届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p>  | <p><b>（届出事項の変更届出）</b><br/> <b>第25条</b> 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p>   |
| <p><b>（免責事項）</b><br/> <b>第29条</b> 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。<br/> (1)～(2)（現行どおり）<br/> (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、<u>或いは、当社の定めるところにより本人確認を行い、本人と相違ないものと認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</u></p>  | <p><b>（免責事項）</b><br/> <b>第29条</b> 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。<br/> (1)～(2)（省略）<br/> (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p>  |

以上